

議案第 7 2 号

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例の一部改正について

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

本条例の表中に掲げている 2 つの独自利用事務について、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」等に規定され、条例への掲載が不要となったため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成２７年京丹後市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

別表第１中２３の項を削り、２４の項を２３の項とし、２４の２の項を削り、２５の項から３４の項までを１項ずつ繰り上げる。

別表第２中２３の項を削り、２４の項を２３の項とし、２５の項を削り、２６の項から３３の項までを２項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例

(平成27年条例第60号)新旧対照表

現行

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例

平成27年12月22日
条例第60号

本則（略）

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1～22	(略)
23 市長	京丹後市未熟児養育医療給付規程(平成25年京丹後市告示第61号)による養育医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの
24 市長	京丹後市老人医療費の支給に関する条例(平成16年京丹後市条例第134号)による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
24の2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)の定めるところによる生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの(次項において「外国人生活保護事務」という。)
25～34	(略)

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1～22	(略)	(略)
23 市長	京丹後市未熟児養育医療給付規程による養育医療の給付に関する事務であ	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規

改正案

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例

平成27年12月22日
条例第60号

本則（略）

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1～22	(略)
23 市長	京丹後市老人医療費の支給に関する条例(平成16年京丹後市条例第134号)による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
24～33	(略)

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1～22	(略)	(略)

現行			改正案		
	<u>って規則で定めるもの</u>	<u>則で定めるもの</u> (3) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>			
<u>24</u> 市長	京丹後市老人医療費の支給に関する条例による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	<u>23</u> 市長	京丹後市老人医療費の支給に関する条例による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
<u>25</u> 市長	<u>外国人生活保護事務であって規則で定めるもの</u>	<u>利用特定個人情報であって規則で定めるもの</u>			
<u>26～33</u>	(略)	(略)	<u>24～31</u>	(略)	(略)
			<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>		